

(対象要件等) (窓口)

在籍する学校にお問い合わせください。

(参考)

独立行政法人 日本スポーツ振興センター

ホームページ : <https://www.jpnsport.go.jp/>



(54) 交通事故相談所

(組織の紹介)

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談業務

(支援概要)

損害賠償請求、示談の進め方、生活問題等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への斡旋を行っています。

(窓口) 北海道交通事故相談所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁1階

TEL : 011-204-5220 (直通)

050-3533-4703 (直通)

(受付時間 : 9:00~16:30 (祝日及び年末年始を除く月曜日~金曜日))

FAX : 011-232-7452

ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/kat/consult/index.html>



(55) 北海道交通安全活動推進センター

(組織の紹介)

北海道公安委員会指定の法人で、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

(支援概要)

交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関しての相談に応じ、適切な助言をしています。

(窓口) 北海道交通安全活動推進センター (交通事故相談所)
〒001-0030 札幌市北区北 30 条西 6 丁目 4 番 18 号
TEL : 011-737-8701 FAX : 011-737-8705
(受付時間 9:00~16:00 (土・日、祝日及び年末年始を除く))

(56) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

(組織の紹介)

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について弁護士による交通事故相談・示談あっせん・審査を無料で行っています。

高次脳機能障害面接相談

(支援概要)

自動車事故による高次脳機能障害について、面接による相談を行っています。

(対象要件等)

交通事故により高次脳機能障害になった方

(窓口) 札幌相談所 (毎月第 2、第 4 木曜日に実施しています。)

TEL : 011-251-7730 (事前にご予約ください)

面接相談

(支援概要)

損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題等について弁護士が面接相談を行います。また、損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかない時には、弁護士が双方の間に入り、中立・公正な立場で示談が成立するよう、示談あっせんも行っています。示談あっせんの申出は、面接相談を行い、相談担当弁護士がその適否を判断します。

(示談あっせん・審査は、道内では札幌相談所のみが行っています。)

(対象要件等)

自賠責保険に加入することを義務づけられている車両(自動車損害賠償保障法第 2 条第 1 項)による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の当事者

(窓口) 道内各相談所 (事前にご予約ください。)

電話相談

(支援概要)

電話による事故相談を行っています。ただし、事故状況等を十分に把握できない恐れがありますので、簡単な事故相談に限ります。また、時間も10分程度でお願いしています。

相談は無料です。(通話料はかかります。)

(対象要件等)

自賠責保険に加入することを義務づけられている車両(自動車損害賠償保障法第2条第1項)による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の当事者

(窓口) 0570-0078325 (ナビダイヤル)

(祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日 10:00～16:30 に実施しています。)

○道内相談所

札幌	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階	011-251-7730
新札幌	札幌市厚別区厚別中央2条5丁目 カンピアザセンターモール3階	011-896-8373
小樽	小樽市稲穂2-22-4 樽石ビル7階	0134-23-8373
室蘭	室蘭市中島町1-24-11 中島中央ビル4階	0143-47-8373
苫小牧	苫小牧市若草町3-2-7 大東若草ビル3階	0144-35-8373
函館	函館市上新川町1-3 弁護士会館内	0138-41-0232
旭川	旭川市花咲町4 弁護士会館内	0166-51-9527
釧路	釧路市柏木町4-3 弁護士会館内	0154-41-3444
帯広	帯広市東8条南9-1 釧路弁護士会帯広会館内	0155-66-4877

(57) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

(組織の紹介)

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として全国に11か所の拠点を設け活動しています。当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

法律相談・和解のあっせん

(支援概要)

交通事故に遭われた方の面接相談を行い、弁護士や法律の専門家による交通事故の

相談・和解のあっせん、審査を行います。（事前予約が必要です）
（対象要件等）

- ・電話予約の際にご案内します。

（窓口）公益財団法人 交通事故紛争処理センター 札幌支部
〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館 4階
TEL：011-281-3241 FAX：011-261-4361
（予約受付時間：9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日））

ホームページ：<https://www.jcstad.or.jp/guidance>



（58）一般社団法人日本損害保険協会

（組織の紹介）

わが国における損害保険業の健全な発展および信頼性の向上を図り、もって安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的として設立されました。「そんぽADRセンター」を設置し、損害保険に関する相談・苦情・紛争に対応しています。

そんぽADRセンター

損害保険に関する一般的なご相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社（注）とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援業務等を行っています。

（注）当協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限ります。

【受付時間】

月～金曜日（祝日・休日および12月30日～1月4日を除く）の午前9時15分～午後5時

【電話番号】

ナビダイヤル 0570-022808（通話料有料）

※損害保険のご加入、ご契約内容の変更や事故のご連絡は、直接、損害保険会社またはお取扱いの代理店へお願いいたします。

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

（59）一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

（組織の紹介）

自賠責保険金・共済金の支払について、支払の適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・

共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について審査・調停を行っています。

紛争処理

(支援概要)

交通事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類などを、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払い内容の妥当性について審査し、調停を行っています。

※ 紛争処理に当たっての費用は原則として無料（電話通話料や郵送料等の通信費、医療関係書類の取付費用等の申請に要する費用は当事者の負担。）です。

(対象要件等)

交通事故の当事者（死亡事故の場合はご遺族）又はその代理人

(窓口)

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 事務局

東京 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 11 階

TEL 0120-159-700 電話受付時間：9:00～17:00

大阪 〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町 3-2-15

モレスコ本町ビル 2 階

※詳細については、ホームページ参照 <http://www.jibai-adr.or.jp/>



(60) 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA)

(組織の紹介)

ナスバは安全・安心のパートナー ～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

被害者支援と自動車事故防止を通して、安全・安心・快適な社会作りに貢献するため、ナスバは自動車事故被害者を「支える」、自動車事故を「防ぐ」、自動車事故から「守る」の3つの業務を一体的に実施しています。

介護料支給

(支援概要)

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を負い、常時又は随時介護を要するなど一定の要件に該当する被害者に、介護用品の購入等に要する費用を介護料として支給しています。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

①自賠責保険等において、後遺障害等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第

1の第1級又は第2級の認定を受けている方

- ②自損事故等により自賠責保険等による後遺障害等級の認定を受けていない方
(後遺障害認定通知書を紛失された方を含む)であって、次の要件を満たす方
 - ・①と同程度の障害を受けたと認められる方
 - ・事故後18ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方

療護施設の設置・運営

(支援概要) (対象要件等)

自動車事故により脳損傷を生じ、重度の意識障害が継続する状態にあり、治療と常時の介護を必要とする方に入院していただき、社会復帰の可能性を追求しながら適切な治療と看護を行う療護センターを設置・運営しています。

生活資金貸付

(支援概要) (対象要件等)

自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。

- ・交通遺児等貸付

自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方のお子様の健全な育成を図るため、生活状況が困窮していると認められる家庭の、中学校卒業までのお子様に対する貸付

- ・保険金等立替貸付

後遺障害にかかる自賠責保険金等の支払を受けるべき方(自動車事故被害者)で、生活困窮となっている方

- ・保障金立替貸付

政府の保障事業(ひき逃げや無保険車)の保障金の支払を受けるべき方(自動車事故被害者)で、生活困窮となっている方

- ・不履行判決等貸付

自賠責保険等の支払を受けており、損害賠償について債務名義を得ていながらその弁済を受けることが出来ないため、生活困窮となっている方

相談業務

(支援概要) (対象要件等) (窓口)

- ・介護料受給資格を有する方を対象に在宅介護等に関する相談に応じています。
札幌主管支所 011-218-8155
- ・交通遺児等の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般にわたる問題の相談に応じています。
札幌主管支所 011-218-8155
- ・交通事故に関する各種相談窓口、N A S V Aのサービスについて案内します。
N A S V A交通事故被害者ホットライン 0570-000738

(祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日 9:00～17:00)

※相談は無料です。(通話料はかかります。)

(窓口) 独立行政法人自動車事故対策機構 札幌主管支所

〒060-0032 札幌市中央区北二条東 12 丁目 98-42 北二条新川ビル 8 階

TEL : 011-218-8155 FAX : 011-218-8156

本部ホームページ : <http://www.nasva.go.jp/index.html>



(61) 公益財団法人 交通遺児等育成基金

(組織の紹介)

自動車事故により死亡した方の遺族である児童及び自動車事故により重度後遺障害が残った方の子弟である児童の生活基盤の安定を図るため、交通遺児育成基金事業及び交通遺児等支援事業の2つの事業を行い、交通遺児等の健やかな育成を図ることを目的としています。

【交通遺児育成基金事業】

- ・ 自動車事故で保護者を亡くした満16歳未満の子が、損害賠償金などの中から拠出金を交通遺児等育成基金に払い込むことにより、基金に加入します。
- ・ この拠出金に国の補助金と民間団体からの援助金などを加えて、その子が満19歳になるまで、3か月ごとに育成給付金を支給します。

【支援給付事業】

- ・ 自動車事故で保護者を亡くした子や重度後遺障害となった保護者の子で、中学生以下の子がいる特に生計の苦しい家庭を対象に、越年資金・入学支度金などを支給します。

(窓口) 公益財団法人 交通遺児等育成基金 事務局

住 所 東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階

電 話 0120-16-3611 または 03-5212-4511

F A X 03-5212-4512

受付時間 (事務対応時間) 平日午前 9 時より午後 5 時まで

最寄り駅 東京メトロ有楽町線 麴町駅、半蔵門線 半蔵門駅

ホームページ : <http://www.kotsuiji.or.jp/>



(62) 公益財団法人 交通遺児育英会

(組織の紹介)

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障害がある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与(一部給付)しています。

奨学金事業

(支援概要)

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸与(一部給付)します。

(対象要件等)

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。(申込時29歳までの方)

(専門窓口) 応募資料請求

0120-521286 (フリーダイヤル)、03-3556-0773 (奨学課・直通)

その他の事業

奨学金以外にも修学支援金給付事業(家賃補助や進学受験費用補助など)や学生寮(東京、関西)の運営事業を行っています。

(窓口) 公益財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6番1号 平河町ビル3階

電話 03(3556)0771 (代表) FAX 03(3556)0775

最寄り駅 地下鉄永田町駅 4番出口 (半蔵門線・有楽町線・南北線)

ホームページ: <http://www.kotsuiji.com/index.html>



(63) 公益社団法人 北海道交通遺児の会

(組織の紹介)

交通事故により、保護者を失った子供又は保護者が重度後遺障害のため就労できない家庭にある子供(以下「交通遺児」という。)やその家族の方々が自信と誇りをもって力強く生き抜いていただけるように、支援激励することを目的とし、相談活動、育英奨学事業等の各種事業を行っています。

相談業務

(支援概要)

交通遺児やその家族の方々の抱える悩み、疑問を受け付ける窓口を設置し、諸問題の解決に向けての相談・助言等を行います。

育英奨学事業

(支援概要)

- 1 奨学金の支給（月額2万円）
- 2 入学祝金の贈呈（小中学生及び高校生1人2万円、短期大学生及び専門学校生並びに大学生1人10万円）
- 3 修学旅行支援金の支給（小学生1人1万円、中学生1人2万円、高校生1人3万円）
- 4 図書カードの贈呈（1人3千円相当）

(対象要件等)

上記1の場合は、道内の高等学校に在学する交通遺児で、経済的な理由により就学の援助が必要と認められる方であること。

上記2の場合は、道内に居住する小学校、中学校及び高等学校の交通遺児並びに道内の高等学校を卒業し、大学等に進学する交通遺児であること。

上記3の場合は、道内に居住する交通遺児のうち、小学校、中学校及び高等学校の修学旅行参加者であること。

上記4の場合は、道内に居住する高等学校までの交通遺児及び道内の高等学校を卒業し、大学等に在学する交通遺児であること。

(窓口) 公益社団法人 北海道交通遺児の会

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目

大通バスセンタービル1号館 6階

TEL 011-232-8688 FAX 011-232-8689

受付時間：9:00～16:45（祝日及び年末年始を除く月曜日～金曜日）

(64) 公益社団法人 北海道交通安全推進委員会

(組織の紹介)

交通道德の向上と交通事故防止のための道民運動を展開し、併せて交通遺児の育英事業を推進して、道民福祉の増進に寄与し、交通事故のない平和で明るい郷土「北海道」を築くことを目的として設立された団体です。

奨学金の貸与

(支援概要) (対象要件)

交通事故により保護者を亡くしたり、重度の障害（自動車損害賠償保障法施行令別表第1級から第3級）が残った保護者の子で、中学校、中等教育学校、高等学校、専修学校（高等過程、専門課程）、高等専門学校に在籍する生徒に普通奨学金と入学奨

学金の無利子での貸付を行っています。

なお、貸付に当たっては、他の団体、機構等から奨学金の貸付を受けていない方で、かつ、心身ともに健全で学業に精励し、修学の見込みがあるが、経済的な理由により修学の援助が必要であることが認められる方を対象としています。

対象学生／奨学金種別	普通奨学金（月額）	入学奨学金
中学生 中等教育学校生（前期課程）	10,000円～20,000円の選択制 （5,000円単位）	なし
公立高等学校生 中等教育学校生（後期課程） 高等専門学校生	10,000円～30,000円の選択制 （5,000円単位）	100,000円
専修学校生（高等課程）	10,000円～40,000円の選択制 （5,000円単位）	150,000円
私立高等学校生	10,000円～40,000円の選択制 （5,000円単位）	250,000円
専修学校生（専門課程）	10,000円～40,000円の選択制 （5,000円単位）	250,000円

（窓口）公益社団法人 北海道交通安全推進委員会

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23 第二道通ビル6階

TEL 011-221-6666 または 6667 FAX 011-221-7873

ホームページ：<https://www.slowly.or.jp>



（65）北海道交通事故被害者の会

（組織の紹介）

北海道の交通事犯による遺族と被害者で構成する被害者団体です。被害者同士の相互援助と交流、犠牲を無にせず交通犯罪や事故の根絶を目的としています。

相互支援の活動

（支援概要）

月1回の例会及び世話人会を中心に、当事者団体としての相互支援、交流を行っています。

政策等の提案

(支援概要)

被害者等の願いを 21 項目の「交通犯罪被害者の尊厳と権利、交通犯罪・事故根絶のための要望事項」としてまとめ、関係機関に要請しています。

広報啓発活動

(支援概要)

体験講話の要請に応えるとともに、会報の発行、「いのちのパネル」展示、公開フォーラムの開催などを通し、被害の悲惨さと命の大切さ、及び被害者等の権利擁護、交通死傷被害ゼロへの課題などについて社会に訴えています。

(窓口) 北海道交通事故被害者の会

〒001-0030 札幌市北区北 30 条西 6 丁目 4-18

北海道交通安全協会内

TEL 011-299-9025 FAX 011-299-9026

ホームページ <https://hk-higaisha.net/>



(66) 公益財団法人 北海道暴力追放センター

(組織の紹介)

北海道公安委員会指定の公益財団法人であり、暴力団等のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員等による不当な行為の防止と被害の救済を図ることを目的として設立された団体です。

暴力相談活動

(支援概要)

弁護士、少年指導委員、保護司、警察 OB が、面談・電話等により、暴力団による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。出張相談も行っています。

見舞金の支給

(支援概要)

暴力団員等の不当な行為により被害を受けた方に対して、見舞金の支給を行っています。

暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

(支援概要)

暴力団等を相手とする民事訴訟を提起し又はしようとしている方に対して、暴力団